

浜松市カーボンニュートラル

達成事業者認定制度

浜松市では、浜松市域のカーボンニュートラルを実現するため、カーボンニュートラルに市内のトップランナーとして取組む事業者を顕彰することで、市内事業者のカーボンニュートラルへの対応を促進することを目的に、令和5年11月1日より新たな認定制度の受付を開始しました。

皆様からの申請をお待ちしています。

<認定制度の概要・必要書類>

対象者	浜松市内において事業所を立地している法人
認定要件	浜松市内に立地する事業所（複数ある場合は全て）で以下の要件を満たすこと 【1つ星】エネルギー起源のCO ₂ 排出 [※] のうち、電力使用に伴うCO ₂ 排出の実質ゼロを達成していること （ただし、当該事業所に設置されたコージェネレーションシステムにより発電した電力は除外する。） 【2つ星】エネルギー起源のCO ₂ 排出 [※] の実質ゼロを達成していること （ただし、社用車等の車両に使用するエネルギーは除外する。） ※電力、熱又は燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素をいう。
必要書類	・申請書（様式あり） ・直近2期分の決算書 ・対象事業所のCO ₂ 排出の実質ゼロの達成状況がわかる資料の写し （グリーン電気やカーボンニュートラルガスの契約書、証明書、請求書など）

<申請方法・審査結果等>

- 【申請期間】 第1期：令和5年11月1日（水）から12月22日（金）まで ※必着
- 【申請方法】 必要書類を直接または郵送でカーボンニュートラル推進事業本部にご提出ください。
（直接、書類を持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く日の8:30~17:15まで受付）
- 【必要書類】 申請書などの必要書類は浜松市ホームページからダウンロードできます。
浜松市 HP → ホーム → 産業・ビジネス → 浜松市のエネルギー政策
→ 浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度
- 【審査結果】 申請をいただいた法人には、審査終了後に結果をお知らせします。

«お問合わせ・提出先»

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部（市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL：053-457-2502 E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

